様式第１号（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 付  番 号 | ― | 事　前　協　議　書 |

泉南市開発事業の手続等に関する条例第７条の規定により、次のとおり

（　・事前協議　・事前協議の変更　）を申し出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な |  | | | | | | | |
| 開発者住所・氏名 | ℡ | | | | | | | |
| 代理者住所・氏名 | ℡ | | | | | | | |
| 開　発　事　業　の　概　要 | | | | | | | | |
| 開発区域の地番 | 泉南市 | | | | | | | |
| 開発区域の面積 | ㎡ | | 区域区分 | | □　市街化区域 　□　市街化調整区域 | | | |
| 用途地域 |  | | 規制区域 | | □　宅造区域　□　景観区域　□(　　　) | | | |
| 予定建築物の用途 |  | | 防火関係 | | □　法22条 □　準防火　□(　　　) | | | |
| 建築面積 | ㎡ | | 水路・里道 | | □　無　　　□　有 | | | |
| 延床面積 | ㎡ | | 占用掘削 | | □　無　　　□　有 | | | |
| 構造 |  | | 敷地面積  住戸面積 | | 最大　　　　　㎡　最少　　　　　㎡ | | | |
| 階数・高さ | 階　　　　　ｍ | | 区画数・戸数・棟数 | | | | 区画・戸・棟 | |
| 道路計画 | （接続道路）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に接続  （整備計画）  （区域内道路）　幅員　　　　　　～　　　　　　ｍ　　歩道設置計画□　有　□　無 | | | | | | | |
| 排水計画 | 雨水（区域内排水計画、放流先）  汚水・雑排水（区域内排水計画、放流先） | | | | | | | |
| 公園緑地計画 | 公園面積 | ㎡（　　　％） | | 緑化面積 | | ㎡（　　　％） | | |
| ごみ収集施設計画 | □　既設利用　　　□　新設 | | | | | | | |
| 消防施設計画 | □　消火栓　　　　基　　□　防火水槽　　　　㎥　　　　基　　□　必要なし | | | | | | | |
| 駐車場施設計画 | 自動車　　　　　　台（うち区域内　　　　　台　　　　　自転車等　　　　　台 | | | | | | | |
| 都市計画施設 |  | | | | | | | |
| その他の公共  公益施設 |  | | | | | | | |
| 受付年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | 担当者氏名 | | | |  |
| 有効期間 | 返却日（令和　　　年　　　月　　　日）から１年間 | | | | | | | |
| 備考 | ・太ワクの中の事項について記入してください。  ・裏面の書類を添付してください。  ・裏面に注意事項を記載しています。 | | | | | | | |

様式第１号

　添付書類

　□ (1) 委任状

　□ (2)　土地権利者の同意書(開発者の所有地でない場合)

　□ (3)　位置図（1／2,500）

　□ (4)　現況図

　□ (5)　土地利用計画図

　□ (6)　造成計画図

　□ (7)　給排水計画図（土地利用計画図と兼用でも可）

　□ (8)　公図（法務局備え付け図、里道を赤色、水路を青色、申請地を黄色で着色すること）

　　　　 公図は隣接地がわかるように合成等を行うこと。

　□ (9)　土地調書（必要に応じて）

　□ (10) 土地登記簿全部事項証明書

　□ (11) 予定建築物図面（平面図、立面図、断面図等）

　　　　　立面図又は断面図に地上高を記入すること。

　□ (12) その他必要な書類

注意事項

　1　この事前協議は、都市計画法及び建築基準法等の法令に基づく許認可申請に先立ち開発

　　 事業の計画について、市長等と協議し、指導を受けるものです。

　2　開発事業を行おうとする者は、この協議書に必要事項を記入の上、添付書類を添えてく

　　 ださい。

　3　事前協議書の有効期限は、市長が事前協議書を返却した日から起算して1年です。

　4　事前協議書返却後、協議等の結果を届け出てください。事前協議完了後、法令に基づく

　　 申請を受理します。

　5　この事前協議書の内容が、法令の改正により新しい法令に抵触することになったとき又

　　 は計画変更のある場合は、再度事前協議を必要とする場合があります。

　6　この事前協議が完了した場合であっても、法令に基づく申請の内容を審査する際、細部

　　 について指導を行う場合があります。

　7　本事前協議書（添付図書を含む）及び協議結果は、情報公開条例の対象です。